

## 事業計画の概要

## 1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

## 事業の概要

- ・主に、相模原市内の建設現場から出る建設系廃棄物を収集し中間処理場又は最終処分場へ運搬する。
- ・主に、工場から出る汚泥を収集し、最終処分場に運搬する。

## 営業範囲

- ・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、相模原市

## 2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	木くず	t/月	固形	建設(株) 神奈川県	なし	(株) 神奈川県
2	がれき類 (石綿含有産業 廃棄物を除く)	t/月	固形	同上	なし	同上
3	がれき類 (石綿含有産業 廃棄物を含む)	t/月	固形	同上	なし	(株) 神奈川県
4	ガラスくず・コ ンクリートく ず・陶磁器くず (石綿含有産業 廃棄物を除く)	t/月	固形	同上	なし	(株) 神奈川県
5	汚泥	t/月	泥状	(株) 工場 神奈川県	なし	(株) 処分場 神奈川県
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	相模100あ11-11	3,800	株式会社相模原	
2	キャブオーバー	相模100い22-22	8,000	株式会社相模原	
3	タンク車	相模800う33-33	5,000	株式会社相模原	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地	神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号				
駐車場の所在地	同上 付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
コンテナ	木くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)	m <sup>3</sup>			
フレコンバッグ	がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)	m <sup>3</sup>			

(3) 積替施設又は保管施設の概要

積替え及び保管は行わない。

構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

(1)車両毎の用途

脱着装置付コンテナ専用車

木くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず  
(石綿含有産業廃棄物を除く)

キャブオーバー

がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)

タンク車

汚泥

(2)収集運搬業務を行う時間

9時~17時(休憩 1時間)

(3)休業日

日曜、祝祭日、年末年始(12月28日~1月3日)

従業員数の内訳

年 月 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	1人	5人	3人	0人	13人

5 . 環境保全措置の概要 ( 運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。 )

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ 飛散防止のため荷台にはシートがけを行う。
- ・ 石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバッグに入れて運搬する。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

積替え及び保管は行わない。